

子育て応援都市東京・重点戦略

～社会全体で子育てを応援する東京の実現に向けて～

平成19(2007)年12月



目 次

第 1	「子育て応援都市東京・重点戦略」の位置づけ	1
1	「子育て応援都市東京・重点戦略」策定の背景	
2	「子育て応援都市東京・重点戦略」の考え方	
3	計画期間	
4	推進体制	
5	『「10年後の東京」への実行プログラム2008』との関係	
6	「次世代育成支援東京都行動計画」との関係	
第 2	重点戦略	6
重点戦略 1	働きながら子育てできる環境整備	6
重点戦略 2	育児休業の取得促進	8
重点戦略 3	女性の再就職支援	10
重点戦略 4	待機児童解消に向けた取組	12
重点戦略 5	緊急的・一時的な保育ニーズへの対応	16
重点戦略 6	総合的な放課後対策の推進	18
重点戦略 7	子育て支援拠点の強化と親の子育て力向上支援	20
重点戦略 8	子ども連れでも気軽に外出できる環境の整備	22
重点戦略 9	子育て世帯に配慮した住宅環境の整備	24
重点戦略 10	安心して産み育てられる医療体制の整備	26
重点戦略 11	社会全体で子育てを応援する気運の醸成	30

第1 「子育て応援都市東京・重点戦略」の位置づけ

1 「子育て応援都市東京・重点戦略」策定の背景

我が国は平成17年に、初めて、総人口が減少に転じていく「人口減少時代」を迎えた。都においても、合計特殊出生率は平成17年は1.00、平成18年は1.02と低い数値になっている。

少子化の直接的な要因は、未婚率の上昇、晩婚化などが考えられる。

こうした現象の背景には、仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備が進まないことや、都市化に伴う核家族化の進行や近隣関係の希薄化などに伴う子育てに関する負担感の増大、価値観の多様化などの要因が挙げられている。

結婚や出産は、個人の価値観や人生観に深くかかわっているもので社会が強制するものではない。

しかし、子どもを産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子どもたちを健やかに育てることができる環境を整備することは、社会全体で取り組むべき重要な課題である。

このような状況を踏まえて、都が平成18年12月に策定した「10年後の東京」においては、「社会全体で子育てを支援する」ということを目標に掲げた。

都では、平成17年4月に「次世代育成支援東京都行動計画」を策定し、国に先駆けた様々な取組をさらに前進させ、福祉保健、教育、労働等の各分野における施策を推進している。

「10年後の東京」で描いた社会の実現には、さらに、大都市東京のニーズに即した、より喫緊の課題について重点的に取り組み、効果的な子育て支援策を実施していくことが必要である。

そのため、本年6月、副知事を座長とした全庁横断型の戦略会議である「子育て応援戦略会議」を設置した。

「子育て応援都市東京・重点戦略」は、この会議において、様々な角度から集中的に検討し、今後重点的に取り組んでいく施策の方向性を取りまとめたものである。

2 「子育て応援都市東京・重点戦略」の考え方

会議では、「すべての子どもと子育て家庭を社会全体で支援する」という基本的考え方のもと、安心して子育てするために欠かせない視点として、3つの柱を設定した。

1つ目は、男女ともに仕事と家庭生活が両立できるよう、働き方の見直しを推進することである。

2つ目は、質量ともにニーズに応えられるよう保育サービスをはじめとし

た子育て支援サービスを拡充させることである。

3つ目は、身近な生活環境を子育て家庭にとって、より「やさしい」と感じられるものにしていくことである。

これら3つの柱について、それぞれ部会を設置し、「子育て支援」という大きな枠組みの中で、局の垣根を越えて施策を検討した結果が、この重点戦略である。

重点戦略に掲載されている施策は、新規に取り組むものや既存の施策を拡充したもの、ニーズが高いものを中心となっており、都としては、都民や区市町村、企業、民間事業者等とともに、これらの施策を効果的に推進していく。

(1) 働き方の見直しの推進

我が国は人口減少時代に突入し、社会全体がこれまでの働き方や子育ての仕方を見直す分岐点に立っている。

働く女性が増加しているにもかかわらず、女性の多くが子育てと仕事の二者択一を迫られており、また、男性の多くが依然として仕事を優先し、子育てに十分な時間をかけられない状況がある。

父親が積極的に子育てを行い、父親と母親がともに子育てと仕事を両立できる環境が必要であり、働きながら安心して子どもを産み育てられるよう、企業における働き方の見直しを進めなければならない。

企業におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、社会全体で子育てを支援する上で、必要不可欠な課題である。

企業にとっても、職場の両立支援策を進めることで、優秀な人材を確保できるほか、組織や業務体制の効率化につなげることができる、という調査結果も出ている。

ワーク・ライフ・バランスは、子育てと仕事の両立に留まるものではなく、介護や社会活動、自己啓発など、仕事以外の個人の生活と仕事の調和を図るものである。

今後、「子育て応援とうきょう会議」を活用することなどにより、こうした考え方を都民や企業に普及していく必要がある。

(2) 子育て支援サービスの改革

働きながら安心して子育てしていくためには、保育サービスをこれまで以上に充実していくことが必要である。

都では、過去5年間で保育定員を認可保育所・認証保育所合計で1万7千人増加したが、依然として待機児童は毎年5千人前後で推移している。

待機児童を解消するためには、これまでを上回るペースで短期集中的に保育サービスを拡充する必要がある。

女性の社会進出や雇用形態の多様化に伴い、延長保育や病児・病後児

保育など多様な保育サービスに対するニーズが高まっている。就学前だけでなく、小学校低学年の児童が放課後安心して過ごせる場のニーズも高まっており、こうした場を確保することも課題である。すべての家庭が安心して子育てができるよう、身近な地域における子育てを支援する拠点や、働いているいないにかかわらず必要なときに誰もが利用できる子育て支援サービスをさらに拡充することが必要である。

(3) 子育てにやさしい環境づくり

安心・安全に毎日の子育てをしていくためには、子育て家庭にとって身近な環境が「やさしい」と感じられることが必要である。

いつでも、どこでも、子ども連れで気軽に外出できることは、親の育児のストレスを軽減するとともに、子育て家庭の地域での孤立化を防ぐためにも重要である。

毎日の生活の場である住宅、出産や病気の際にかかる医療体制の整備は、安心・安全に子育てをする上で欠かせない重要な課題である。

行政はもとより、企業をはじめ、NPO、大学、マスコミなど幅広い分野の参加を得ながら、ソフト・ハードも含めた「子育てにやさしい環境」づくりに社会全体で取り組んでいくことが求められる。

「3つの目標」と「11の重点戦略」

【働き方の見直しの推進】

目標1 子育てと仕事が両立できる雇用環境を整備する

- 重点戦略1 働きながら子育てできる環境整備
- 重点戦略2 育児休業の取得促進
- 重点戦略3 女性の再就職支援

【子育て支援サービスの改革】

目標2 多様な保育サービスの競い合いにより、大都市東京に合ったサービスを拡充し、待機児童5千人を解消する

- 重点戦略4 待機児童解消に向けた取組
- 重点戦略5 緊急的・一時的な保育ニーズへの対応
- 重点戦略6 総合的な放課後対策の推進
- 重点戦略7 子育て支援拠点の強化と親の子育て力向上支援

【子育てにやさしい環境づくり】

目標3 社会全体で子育てをあたたく見守り、支援する

- 重点戦略8 子ども連れでも気軽に外出できる環境の整備
- 重点戦略9 子育て世帯に配慮した住宅環境の整備
- 重点戦略10 安心して産み育てられる医療体制の整備
- 重点戦略11 社会全体で子育てを応援する気運の醸成

3 計画期間

平成20年度を初年度とする平成22年度までの3年間

4 推進体制

副知事を座長とした全庁横断型の戦略会議である「子育て応援戦略会議」の下で、各局が緊密に連携をしながら施策を推進し、進行管理を行う。

また、行政、企業、関係団体、NPOなどで構成する「子育て応援とうきょう会議」を活用し、民間を巻き込みながら効果的に取り組むことで、社会全体で子育てを支援する気運を醸成していく。

- 5 『「10年後の東京」への実行プログラム2008』との関係
「子育て応援都市東京・重点戦略」の内容は、『「10年後の東京」への実行プログラム2008』との連携を図り、来年度以降の施策に反映していく。

- 6 「次世代育成支援東京都行動計画」との関係
「子育て応援都市東京・重点戦略」は、「次世代育成支援東京都行動計画」の取組のうち、喫緊の課題である「働き方の見直しの推進」、「子育て支援サービスの改革」、「子育てにやさしい環境づくり」の3つを新たな柱として戦略会議で重点的に検討し、その取組を推進していくものであり、「次世代育成支援東京都行動計画」の目標を上回るものもある。

第2 重点戦略

重点戦略1 働きながら子育てできる環境整備

関係局：生活文化スポーツ局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局

【目標】

社内の両立支援制度の整備促進に向けて平成22年度までに1,500社に対して支援する

【現状】

これまで、雇用における男女平等や、育児休業制度の法制化など、法整備が進められてきた。しかし、出産前後で仕事を辞める女性の約3割が、仕事と子育ての両立環境が整わないことを理由に辞めている。

我が国においては、出産・子育てを機に労働市場から退出する女性が多く、年齢別労働力率を見ると、30代を谷とする、いわゆるM字型となっている。

職場においては、欧米諸国と比較して週50時間以上働く労働者の比率が非常に高いことや、特に男性については子育て期にも仕事を優先せざるを得ない現状にあることなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が十分に実現されているとは言い難い状況にある。

次世代育成支援対策推進法により、大企業は、一般事業主行動計画の策定が義務付けられ、雇用環境の整備が求められている。しかし、中小企業においては、仕事と育児を両立させるための環境整備は、必ずしも十分ではない。

【主な施策】

次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRします。

中小企業に対して責任者の設置や社内研修等、両立支援策の導入に係る経費を助成します。また、両立支援責任者に対する研修を実施するとともに、両立支援策導入に関して助言・相談を行うアドバイザーを拡充します。

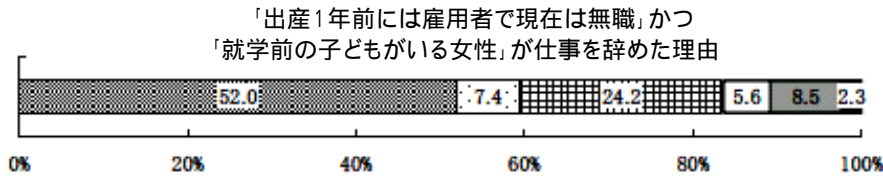
多様で柔軟な働き方に向けた企業の優れた事例を普及することにより、社会気運を醸成し、多くの企業の取組を促すための大会・交流会を開催します。

両立支援策の進め方を具体的に明らかにする実践プログラムを作成し、業界団体等を通じてワーク・ライフ・バランスの推進を働きかけていきます。

事業所内保育施設を設置する企業等を支援します。

女性医師の継続的就労を支援するため、院内保育室の拡大や、墨東病院及び府中病院における院内保育室の24時間化を実施します。

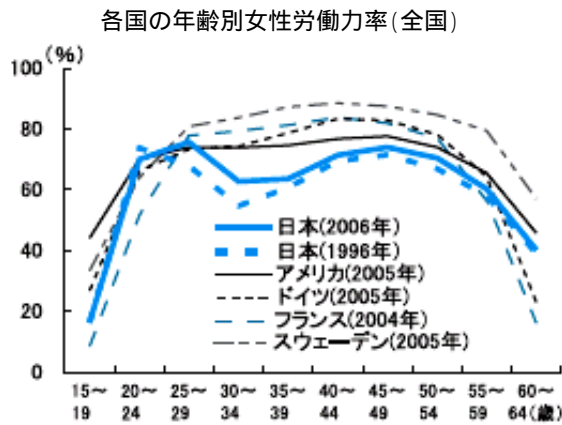
【現状データ】



- 家事、育児に専念するため、自発的にやめた
- 出産、育児と関係ない理由でやめた
- 田 仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた
- 解雇された、退職勧奨された
- その他
- 特にない

出産前後で仕事を辞める女性の約3割が両立環境が整わないことを理由に辞めている。

資料 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」(平成15年)



緩やかになりつつも、依然としてM字カーブ

資料 総務省「労働力調査」、ILOホームページ

【平成22年度までの実施計画】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
社内の両立支援制度の整備等【一部新規】 ・責任者設置、社内研修 ・社内のルールづくり	助成金試行 50社 (50社)	助成金本格実施 450社 (450社) (50社)	(継続) 500社 (500社) (450社)	(継続) 500社 (500社) (500社)
両立支援推進責任者への研修【新規】		600人	(継続)	(継続)
両立支援アドバイザー	1人配置	2人配置(1人増)	2人配置	(継続)
いきいき職場推進事業【新規】		大会・交流会の実施 (認定企業10社程度)	(継続)	(継続)
ワーク・ライフ・バランス実践プログラムの作成・活用【新規】		プログラムの作成	プログラムの活用	(継続)
事業所内保育の推進	30箇所設置	30箇所設置	40箇所設置	
都立病院内保育室の24時間化【新規】		実施	(継続)	(継続)

重点戦略2 育児休業の取得促進

関係局：産業労働局

【目標】

平成22年度までに育児休業取得者500人分の代替社員雇用経費を助成し、育児休業を取得しやすい雇用環境を整備する

【現状】

第一子出産を機に約7割が離職していることから明らかなように、「出産」「育児」と「仕事」がトレードオフの関係になっている。

仕事を続けたかったが、育児との両立の難しさで退職した女性の4割弱が、「育児休業をとれそうもなかった」ことを理由として挙げている。

育児休業を取得しにくい理由のうち、男女ともに多い回答は、「過去に休業した人が少ない、いない」、「休業中の業務に支障があり、他の従業員の負担が増える」である。その他、「休業後の配置や処遇に不安がある」、「制度が周知されていない」などがある。

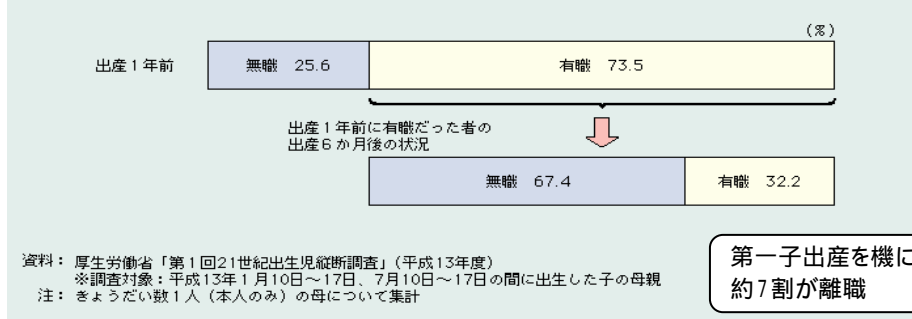
また、40代以下の男性では、約7割が育児休業の取得を希望しているが、取得率は極めて低い水準にとどまっている。

【主な施策】

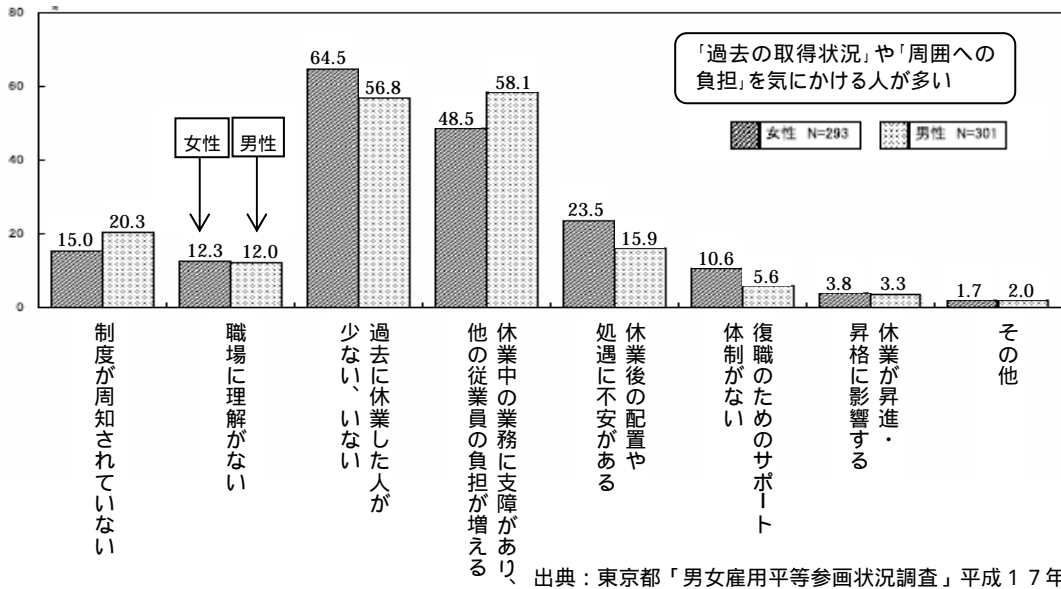
企業における従業員の仕事と子育ての両立を図るため、中小企業に対して育児休業取得者の代替社員の雇用に係る経費を助成し、雇用環境の整備を推進します。

【現状データ】

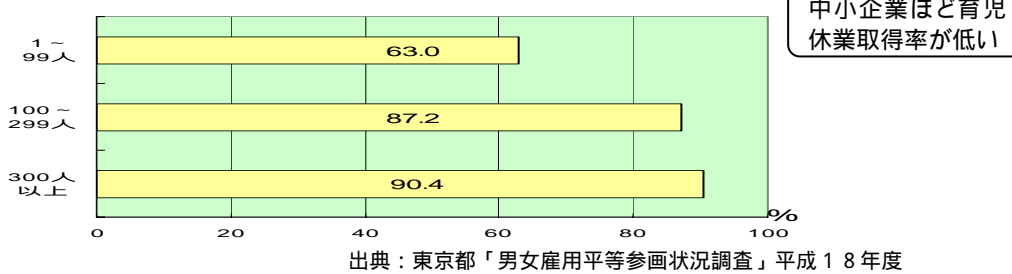
第一子出産前後の就業状況の変化



育児休業を取得しにくい理由(2つまで回答)



女性の育児休業取得率(事業所規模別)



【平成22年度までの実施計画】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
育児休業取得者の代替社員の雇用等【新規】		助成実施 25人	(継続) 225人	(継続) 250人

重点戦略3 女性の再就職支援

関係局：産業労働局

【目標】

再就職サポートプログラムやセミナーの実施により、働く意欲のある女性の再就職を支援する

【現状】

年齢層別の女性労働力率の形状は、いわゆる M 字型を描いている。これは継続就業の困難さを表しているが、一方で、一旦退職してもその後には再就職をしようとしていることも示している。

子育て後に再び仕事をもつライフコースを希望する女性は、以前と比べて増加している。

20代から30代前半では、正社員で働く女性が多いものの、年齢層が高くなるにつれ、その割合は減少し、パートタイマーが増加している。これは、正社員であった者が出産・育児を機に就業を中断し、子育て後にパートタイマーなどで再就職しているものと考えられる。

就業を希望する既婚女性が求職活動自体をあきらめてしまう最大の理由は、家事・育児等のために仕事を続けられそうにないことである。

離職によるブランクは、専門技術・知識や、外国語、パソコン操作等、職業能力の低下への不安をもたらしている。

【主な施策】

「女性再就職サポートプログラム」を実施し、能力開発や職場体験などをセットにした総合的な支援を行います。

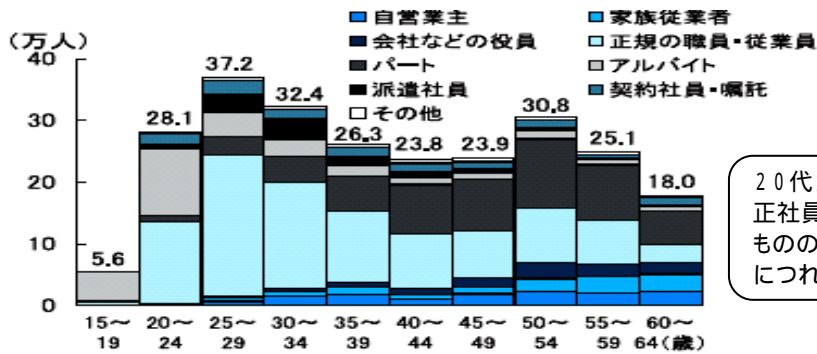
「女性再就職支援セミナー」により、本格的に就職活動を始めようとする女性を対象に、再就職の心構えや就職活動ノウハウの付与を行います。

しごとセンターにおいては、託児サービスを提供し、子育て期の求職者がサービスを利用しやすくするとともに、再就職を目指す女性向けのキャリアカウンセリング窓口や、各種の就職支援情報等を提供するコーナーを設置します。

結婚や出産、育児のために離職しており、未就学児童を養育している方を対象にインターネットを使って自宅で受講できる能力開発訓練を実施します。

【現状データ】

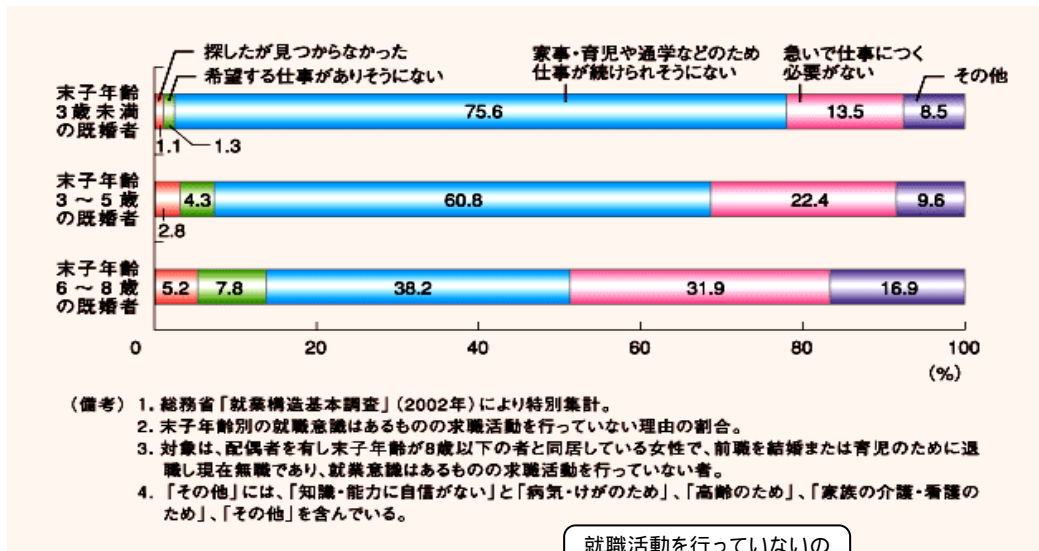
年齢・従業上の地位、雇用形態別女性就業者数



20代から30代前半では、正社員で働く女性が多いものの、年齢層が高くなるにつれパートタイマーが増加

資料 東京都「就業構造基本調査」

就業を希望する既婚女性が就職活動を行っていない理由



- (備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」(2002年)により特別集計。
 2. 末子年齢別の就職意識はあるものの求職活動を行っていない理由の割合。
 3. 対象は、配偶者を有し末子年齢が8歳以下の者と同居している女性で、前職を結婚または育児のために退職し現在無職であり、就業意識はあるものの求職活動を行っていない者。
 4. 「その他」には、「知識・能力に自信がない」と「病气・けがのため」、「高齢のため」、「家族の介護・看護のため」、「その他」を含んでいる。

就職活動を行っていないのは家事・育児等のため

資料:平成 18 年版 国民生活白書

【平成 22 年度までの実施計画】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
再就職サポートプログラム	100人	100人	100人	事業見直し
再就職支援セミナー	160人	160人	160人	事業見直し
託児室の運営	新設	(継続)	(継続)	(継続)
カウンセリング窓口・情報提供コーナー【新規】		新設	(継続)	(継続)
育児離職者向け能力開発訓練(e-ラーニング)	100人	100人	100人	100人

重点戦略4 待機児童解消に向けた取組

関係局：生活文化スポーツ局、福祉保健局、教育庁

【目標】

- ・待機児童の解消に向けて平成 20～22 年度の3年間で保育サービス（注1）の定員を 15,000 人分整備する
- ・10 年後には待機児童を解消し、保育を必要とするすべての人の多様な保育ニーズに対応する

【現状】

核家族化や女性の社会進出などにより、保育サービスの需要は年々増大し、就労形態の変化により、保育ニーズも多様化してきている。

都においては、過去5年間で、認可保育所・認証保育所合計で定員を1万7千人増加したが、保育所待機児童数は、依然として高い水準にある。

特に、大規模マンションの建設等により、人口流入が続いている地域において、待機児童が多く発生している。

認証保育所では低年齢児を中心に受け入れ、認可保育所でも定員を超えて受け入れているが、0～2歳児の待機児童数が多い。

近隣に保育所があっても、延長保育や0歳児保育の実施の有無など、提供されるサービス内容と利用者のニーズとのミスマッチによって待機児童が生じている。

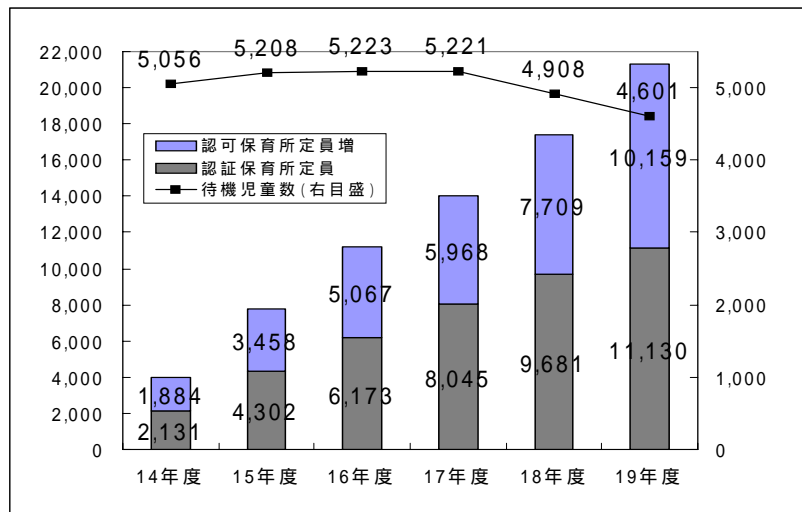
教育・保育に対する様々なニーズに応えることができる認定こども園（注2）が制度化されたが、その一層の普及が期待されている。

（注1）保育サービス...ここでは、都及び区市町村が運営費の一部を補助している認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員の4つのサービスをさす（保育室については、認証保育所への移行を進める）。

（注2）認定こども園...「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年10月1日施行）に基づき、都道府県が、教育・保育、地域における子育て支援の機能を一体的に提供する施設として、認定した幼稚園及び保育所等
都内設置数：10園（平成19年12月現在）

【現状データ】

待機児童数と認可・認証保育所の定員増 (単位:人)



待機児童数は依然として多い

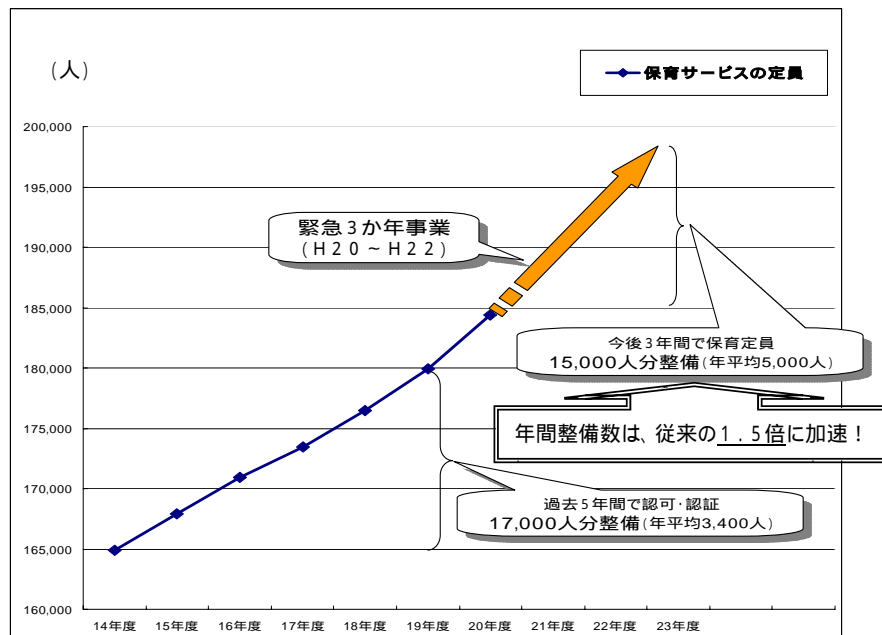
待機児童は低年齢児に多い

認可・認証保育所の年齢別入所状況等 (単位:人)

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
認可保育所	定員	12,454	22,796	28,056	32,629	68,872	164,807
	入所数	10,891	23,319	28,925	32,588	66,949	162,672
	欠過員	1,563	523	869	41	1,923	2,135
認証保育所等入所数		2,397	3,983	3,577	1,189	945	12,091
待機児童数		516	1,900	1,397	613	175	4,601
構成比 (%)		11.2%	41.3%	30.4%	13.3%	3.8%	100.0%

(注) 平成19年4月現在。認証保育所等入所数には、保育室及び家庭福祉員の利用児童数(平成19年6月現在)を含む。

保育サービスの拡充(緊急3か年事業)



【主な施策】

保育サービス拡充緊急3か年事業により、今後3年間で定員15,000人分を整備します。多様な保育サービスを組み合わせ、年齢別の保育ニーズに見合ったサービスを提供し、待機児童解消を目指します。(注3)

国の次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)の対象とならない賃借物件の改修経費等を補助することにより、大規模マンション等に併設する小規模施設や保育所分園の設置を促進します(マンション等併設型保育所設置促進事業)。

入所定員の増、年齢別定員の見直し、0歳児保育の実施等、認可保育所のサービス向上・改善に向けた保育所の改修事業を支援します。また、児童の健康・安全管理を充実させるため、看護師の配置を支援します。

0歳児保育、13時間開所を実施している都独自の認証保育所について、引き続きその設置を促進します。

開設準備経費等の無利子貸付制度を新たに創設することにより、認証保育所等のより一層の設置促進を図ります。

認定こども園が、その機能を十分発揮できるよう、引き続き都独自の補助を実施するほか、認定こども園の設置促進に向けた取組(経営コンサルタントの活用等)を行う区市町村を支援します。

家庭的保育を推進するため、家庭福祉員の研修プログラム及び評価基準を作成し、質の向上を図るとともに、体験事業や保育所との連携の充実により家庭福祉員制度の普及・拡充を図ります。

保育所の建設用地として公有地を減額貸付することにより、認可保育所の設置促進や老朽化した施設の建替えを支援します。

(注3) 保育サービス拡充緊急3か年事業により、保育サービスの定員は、179,955人(平成19年4月実績)から197,601人(平成23年4月見込)に、就学前児童数に対する保育サービスの整備率(保育サービスの定員/就学前児童数)は、30.6%から33.1%に拡大します。



認証保育所の様子

【平成 22 年度までの実施計画】

	19 年度まで	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
		保育サービス拡充緊急3か年事業		
< 保育定員の拡充 >				
認可保育所		1,700 人増	2,200 人増	2,600 人増
マンション等併設型 保育所設置【新規】		(200 人増)	(400 人増)	(600 人増)
改修による定員増 【新規】		(200 人増)	(300 人増)	(400 人増)
その他整備		(1,300 人増)	(1,500 人増)	(1,600 人増)
認証保育所		2,130 人増	2,490 人増	1,880 人増
認定こども園		480 人増	480 人増	540 人増
家庭福祉員		152 人増	165 人増	183 人増
合 計		<u>4,462 人増</u>	<u>5,335 人増</u>	<u>5,203 人増</u>
			3 か年合計：定員 15,000 人増	
開設準備経費等の 無利子貸付【新規】		実 施	(継 続)	(継 続)
認定こども園設置促進 の取組【新規】		実 施	(継 続)	(継 続)
家庭福祉員 研修プログラム【新規】		作成・周知		
家庭福祉員 体験事業・保育所との 連携【新規】		実 施	(継 続)	(継 続)

認定こども園の定員数は、 幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子どもの定員、 幼稚園型の保育に欠ける
子どもの定員の合計である。

重点戦略5 緊急的・一時的な保育ニーズへの対応

関係局：福祉保健局

【目標】

病児・病後児保育を平成21年度までに全区市で実施する
一時保育・特定保育を平成21年度までに全区市町村で実施する

【現状】

働きながら子育てをしている親にとって、最も苦慮することは、子どもが病気になったときの対応であると言われており、病児・病後児保育のニーズは大きいですが、事業を実施していない区市町村があるなど、対応はまだまだ不十分である。

国においては、保育中に体調不良となった児童を保育所内でケアする病児・病後児保育事業（自園型）の創設や、看護師の全保育所配置に向けた取組など、病児・病後児ケアの拡充に向けた動きがあるが、一方では、安全性の確保など、病児・病後児保育にふさわしいサービスの質をいかに確保するかが課題となっている。

3歳未満の子どもの7割以上が日中も家庭で養育されているが、核家族化や近隣関係の希薄化により、育児疲れや急病等に伴う緊急・一時的な保育ニーズが生じている。

待機児童数が多い現状においては、認可保育所を中心に実施されている現行の一時保育・特定保育の拡充には限界がある。

必要なときに誰もが利用できる一時預かりなどの支援策も課題となっている。

【主な施策】

病児・病後児保育施設の設置促進を図ります。

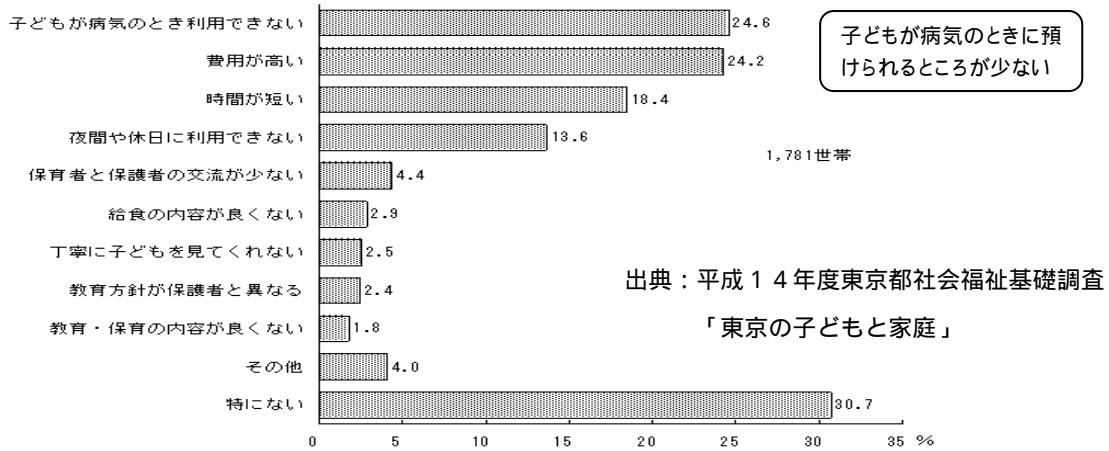
病児・病後児保育施設の人材やノウハウを活用して、保育所等に対する技術的支援や情報提供を行い、病児・病後児ケアの質的向上を図ります。

保護者の疾病、育児疲れの解消や、短時間勤務、不定期勤務の際に利用できる一時保育・特定保育事業を促進します。

駅周辺、商業施設内等の利便性の高い場所や需要の高い場所等で、理由を問わない一時預かりのモデル事業を行い、利用者ニーズや、児童への適切な援助の確保、安定的かつ効率的な事業の実施などの評価・検証を行います。

【現状データ】

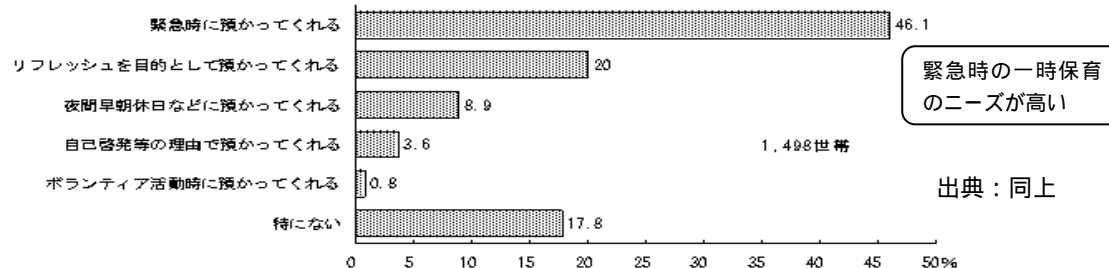
病児・病後児保育ニーズ（子どもを預けていて不満に思うこと（複数回答））



病児・病後児保育実施状況（平成20年3月31日現在見込み）

43区市・施設数78か所（定員322人）・派遣方式3事業

一時・特定保育ニーズ（あればよい在宅支援サービス）



一時・特定保育実施状況（平成19年3月31日現在）

47区市町・一時保育施設数300か所・特定保育施設数25か所

【平成22年度までの実施計画】

	19年度まで	平成20年度	平成21年度	平成22年度
病児・病後児保育	43区市	44区市	全区市	全区市
病児・病後児ケア相談支援事業【新規】		54施設	59施設	69施設
一時保育・特定保育事業	48区市町	53区市町	全区市町村	全区市町村
在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業（2か年モデル事業）	3か所	8か所 評価・検証	（本格実施）	（本格実施）

重点戦略6 総合的な放課後対策の推進

関係局：福祉保健局、教育庁

【目標】

放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所を確保するため、放課後子どもプランの拡充を図る

- ・平成22年度までに放課後子供教室の全区市町村での実施を目指す
- ・学童クラブの設置促進に取り組む区市町村を支援し、学童クラブの需要や大規模クラブ解消に見合った整備を進める

【現状】

共働きやひとり親家庭の増加、子どもたちを狙った犯罪の発生など、子どもを取り巻く環境の変化や、家庭、地域の子育て力、教育力の低下などを背景に、放課後等の子どもたちが安全に健やかに過ごす場のニーズが高まっている。

このため、平成19年度から、総合的な放課後対策である放課後子どもプランを実施し、放課後子供教室と学童クラブとの一体的あるいは連携した取組を推進している。

放課後の時間が子どもたちにとって安全で充実したものとなるよう、事業にかかわる人材の育成や両事業のより一層の連携が必要である。

【主な施策】

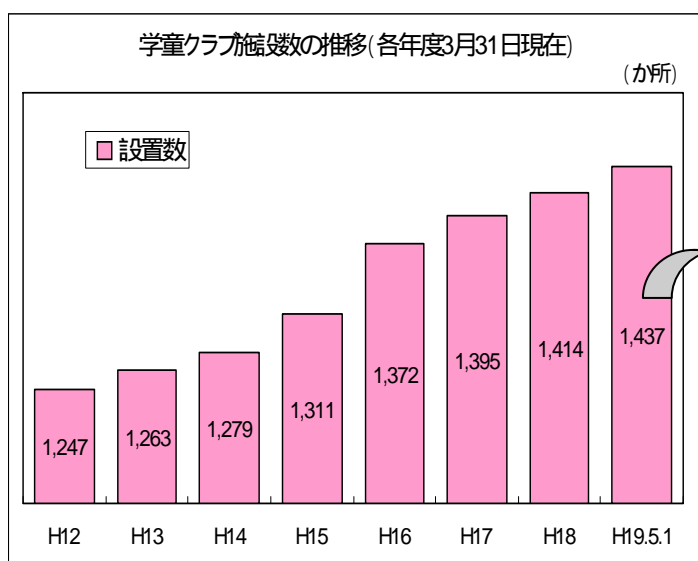
放課後子どもプランを推進するため、放課後対策の総合的なあり方等を検討する推進委員会を設置します。また、放課後子供教室の設置を促進するため、人材養成研修プログラムの充実、コーディネーター拡充への支援を進めます。

学童クラブの設置を促進するため、新規設置に係る経費の補助対象を社会福祉法人等に広げるとともに、株式会社やNPO法人等を活用して学童クラブを設置する区市町村に補助を行います。

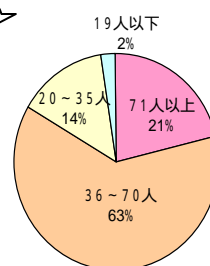
東京都子育て支援基盤整備包括補助等を活用して、学童クラブの機能拡充を図る区市町村を支援します。

【現状データ】

	放課後子供教室（教育庁）	学童クラブ（福祉保健局）
目的	子供たちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設けて心豊かで健やかに育まれる環境をつくる	保護者が昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る
根拠	放課後子ども教室推進事業等実施要綱（文部科学省）	児童福祉法第6条の2第2項
対象児童	すべての小学生	保護者が昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の児童（1～3年生）
設置場所	基本的に小学校（余剰教室・校庭・図書室など）	児童館、小学校など
指導員	地域のボランティア（PTA・大学生・地域住民など）	保育士・教員などの有資格者等
参加方法	概ね登録制（当日の参加・不参加は自由）	事前登録制（出欠確認あり。無断欠席の場合、所在確認）
設置数	464か所（19年11月30日現在）	1437か所（19年5月1日現在）



登録児童数別実施状況



2割が71人以上の大規模クラブ

資料：東京都福祉保健局、教育庁

【平成22年度までの実施計画】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
放課後子供教室事業の定着・推進	37区市町 464か所 【19年11月30日現在】			全区市町村 →
学童クラブの設置促進【一部新規】	1,437か所 【19年5月1日現在】	学童クラブの需要や大規模クラブ解消等に見合った整備		→

重点戦略7 子育て支援拠点の強化と親の子育て力向上支援

関係局：福祉保健局、教育庁

【目標】

平成22年度までに子育てひろば（B型）^{（注）}を全区市に設置

【現状】

平成17年国勢調査によると、6歳未満の子どもがいる子育て家庭世帯に占める核家族世帯の割合についてみると、東京は92.1%（全国81.2%）となっており、子育てのノウハウを祖父母世代から引き継げる環境がない状況で子育てをしている親が多い。

また、近隣関係の希薄化等により、自分の子どもを持つまで、乳幼児に触れたことがなく、子育てに関する基本的な知識や経験のない親が多い。

そのような中で、在宅で子育てをしている母親における子育ての負担感・孤立感は、共働きで子育てをしている母親より大きい、という調査結果もある。

子育ての負担感や、不安、孤立感が増大していくことで、子どもを虐待してしまう状況に追い込まれる危険性が指摘されている。

子育て親子の交流、相談の場である「子育てひろば」の設置状況は区市町村により、量・質ともに差があり、更なる充実が必要である。

教育分野における取組については、就学前から小学生を主な対象としてきたが、乳幼児期からの一貫性のある家庭教育支援の必要性が指摘されている。

【主な施策】

地域における子育て情報の提供や相談、子育て支援事業を行う、子育てひろば（B型）の機能強化と設置促進を図ります。

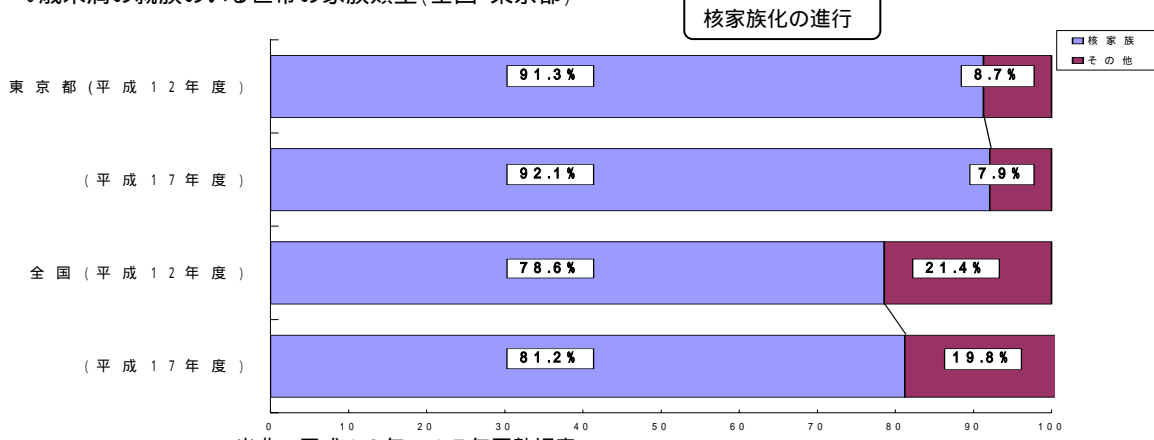
初めての子育てや核家族での子育てなど、子育てに不安を感じている親に対し、グループワークを通して、子育てに関するスキルや子育て仲間をつくることを通じて、子育てに対する不安の解消を図ります。

乳幼児期からの子どもの発達に関する基礎理論を踏まえた親や教育・保育関係者向けの教材を作成し、乳幼児期からの子どもの教育を支援します。

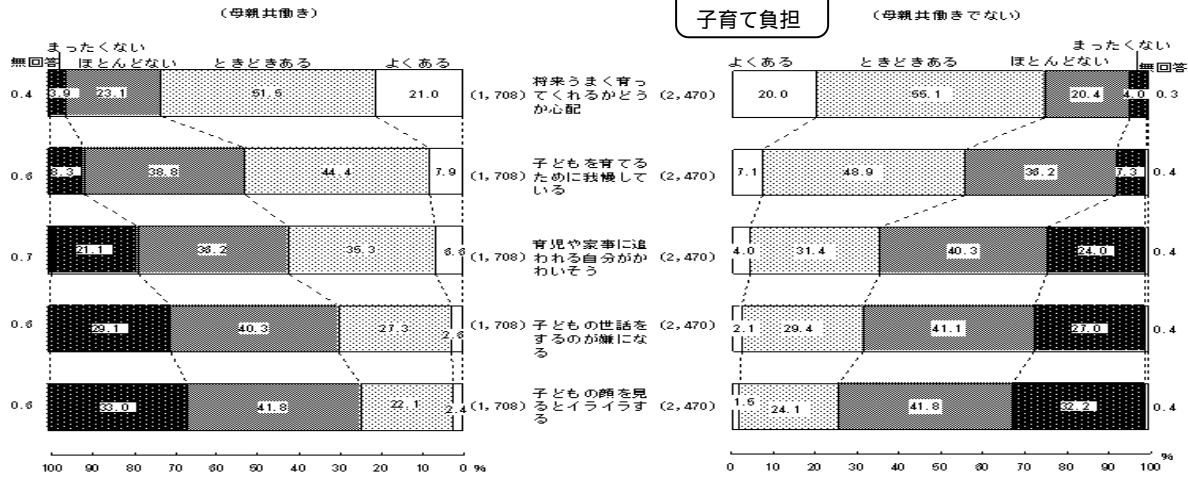
（注）子育てひろば・・・住民に身近な場所で子育て親子の交流の場の提供や、子育てに関する相談などを行う事業。B型は週5日以上実施し、地域の子育て支援拠点として地域支援活動（子育てサークルの支援や、必要に応じた家庭訪問の実施等）を行う。他に、週3日以上実施する、A型（主に児童館で午前中の時間を活用して実施）及びC型（出張ひろばや地域サークルを活用した取組を行う）がある。

【現状データ】

6歳未満の親族のいる世帯の家族類型(全国・東京都)



子育てに関して負担に感じること(母親 - 共働きの状況別)



【平成22年度までの実施計画】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
子育てひろばB型の機能強化・設置促進【一部新規】		28区市	39区市	49区市(全区市)
親支援プログラムの実施【新規】		31区市町村	42区市町村	53区市町村
乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト【新規】		プログラム開発		→
		試行的取組		→
		Webサイト運営		→
		人材養成		→

重点戦略 8 子ども連れでも気軽に外出できる環境の整備

関係局：都市整備局、福祉保健局、産業労働局、建設局、港湾局、交通局

【目標】

授乳やおむつ替えなどができるスペースを平成 22 年度までに 600 か所に整備

【現状】

子育て中の親の多くは、外出の意欲はあるが、実際に出かける場所は近所にとどまっている。

子ども連れや妊娠中の親の外出における不安・困難の要因は、交通機関や歩道におけるベビーカー移動、階段の上り下り、トイレの心配などがあげられる。

外出したいと思ったときに、行きたい場所に気軽に外出できることは、親の育児のストレスを軽減するとともに、子育て家庭の地域での孤立化を防ぐためにも重要である。

子育て家庭や子どもの視点に立ったユニバーサルデザインのまちづくりがこれまで以上に必要である。

地域の企業や商店街など、身近なところから子育て家庭を支援する取組も広がり始めている。

【主な施策】

授乳やおむつ替えなどができるスペースを都立公園や保育所、公共施設など、身近な地域に設置します。また、子ども連れでも使いやすいトイレの整備を引き続き進めます。

ベビーカー利用のまま乗れるノンステップバスや鉄道駅におけるエレベーター等の整備を進めます。また、駅及び駅周辺のバリアフリーのほか、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりに取り組む区市町村や事業者を支援します。

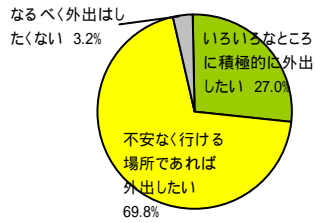
だれでも安心して歩ける歩道を整備します。

緑化の推進や水辺空間の再生などを通じて、にぎわいあふれる魅力的な地域を創出します。

区市町村が地域の企業や商店街の協賛を得て子育て家庭への優待事業を行う取組を支援するとともに、子ども連れでも気軽に買物ができる商店街づくりを支援します。

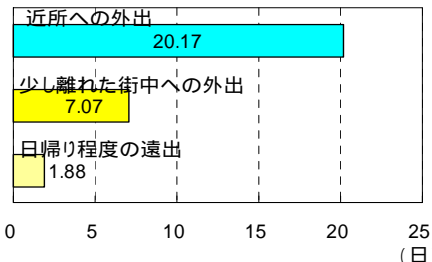
【現状データ】

外出についての考え方



外出の意欲はあるが、行き先は近所

外出頻度(1か月平均)

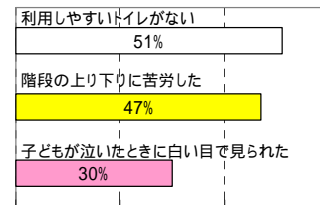
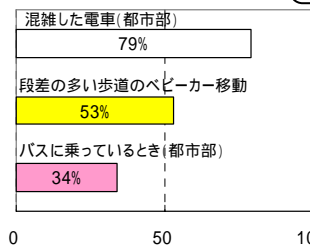


出典：(財)子ども未来財団「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果(抜粋)」(2004年12月)

不安を感じるところ

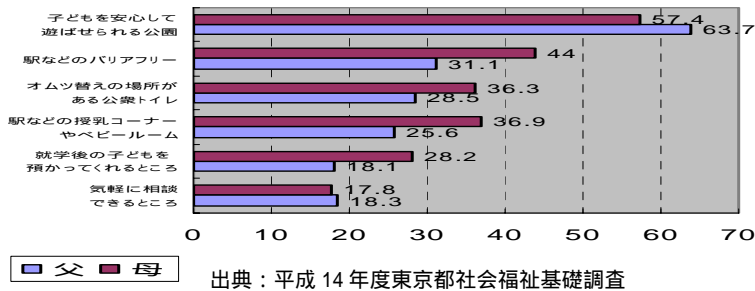
外出時の不安要因は交通機関やトイレなど

実際にあった危険や困難



出典：同上

子育てをする上で、整備してほしいもの〔3つ以内の複数回答〕



授乳やおむつ替えができる場所も外出時には便利



室内イメージ

出典：平成14年度東京都社会福祉基礎調査

【平成22年度までの実施計画】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
授乳やおむつ替えなどができるスペースの整備【新規】		保育所、公園、公共施設など200か所	保育所、公園、公共施設など200か所	保育所、公園、公共施設など200か所
ノンステップバスの整備		整備が必要なすべての車両をノンステップ化 (都営バスは24年度までに乗合バス車両をすべてノンステップ化)		
鉄道駅エレベーター等整備		鉄道駅エレベーター等整備事業 24駅	24駅	24駅
ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業	5地区	5地区	6地区	
区市町村の子育て応援カード普及促進【新規】		随時支援		

重点戦略9 子育て世帯に配慮した住宅環境の整備

関係局：都市整備局

【目標】

子育てに配慮した住宅の技術的指針（ガイド）の策定（22年度）とその効果的な普及促進（22年度から順次実施）

【現状】

今の住まいに対する満足度の低い子育て世帯では、特に、広さや間取りについて不満を感じている。

子育てしやすい環境を整備する上で、子育てに適した良質な住環境の整備、子どもを安心して育てられる住まいづくりを促進することが必要である。

民間住宅の約7割では、「段差の解消」「広い廊下幅の確保」など住宅バリアフリーの基本的要件を備えておらず、バリアフリー化が遅れている。

【主な施策】

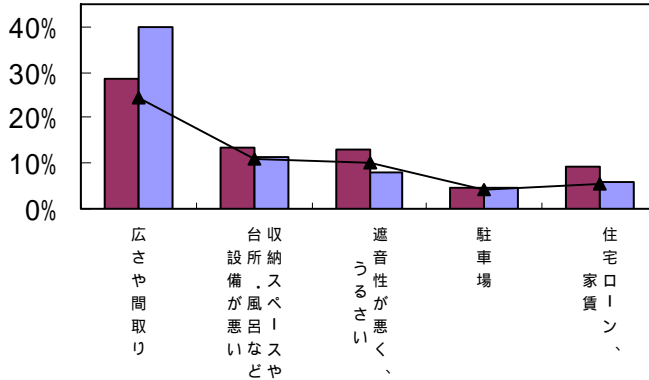
住戸の広さやバリアフリー化、事故防止の配慮など、子育てに配慮した住宅の技術的指針（ガイド）を策定し、都民や住宅供給事業者に対してその普及を図ります。

勝どき一丁目地区プロジェクトにおいて、都営住宅の建替えにより創出した用地を活用し、民間事業者による子育て世帯向け住宅の供給や、子育て支援施設の併設等を推進します。

都営住宅における若年ファミリー世帯向け期限付き入居や、都営住宅及び東京都住宅供給公社の賃貸住宅における子育て世帯に対する優先入居等の実施により、子育て世帯の居住の安定を確保します。

【現状データ】

今の住まいで最も不満な点(1つだけ)



今の住まいに満足しない子育て世帯の多くは、広さや間取りに不満

■ 家族形成期
■ 家族成長前期
▲ 全体

家族形成期：40歳未満で子どもがいない夫婦、
小学校入学前の子どもがいる夫婦
家族成長前期：小・中学生の子どもがいる夫婦

「家族形成期」「家族成長前期」が全体よりも高い項目を抜粋

出典：「住宅に関する世論調査」(平成15年3月 東京都)

東京都における住宅のバリアフリー化の状況

民間住宅の約7割でバリアフリー化が遅れている

		全体
住戸内(専用部分)	A手すりがある(2ヶ所以上)	12.7%
	B段差のない室内	13.0%
	C廊下幅が車椅子通行可	10.9%
	A B Cいずれかに対応	22.5%
	A又はBに対応(一定対応)	19.7%
	A B Cすべて対応(高度対応)	4.8%

出典：「住宅・土地統計調査」(平成15年 総務省)

【平成22年度までの実施計画】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
子育てに配慮した住宅の技術的指針(ガイド)【新規】		調査・検討		策定・普及
勝どき一丁目地区プロジェクト	定期借地権設定契約締結、工事着手	工事	工事	完成、運営開始
都営住宅・公社住宅の優先入居等	継続(公社については19年度新規)	継続	継続	継続

重点戦略10 安心して産み育てられる医療体制の整備

関係局：福祉保健局、病院経営本部

【目標】

- ・小児科・産科などの医師確保のため、病院勤務医師の勤務環境改善を進める
- ・周産期医療において、医療機関等の機能別役割分担と連携の体制を構築する
- ・東京における小児医療の拠点を整備する

【現状】

東京においても、近年、小児科・産科などの特定の診療科における医師の不足が深刻化している。

夜間・休日における小児患者の受診集中により、小児科二次救急指定医療機関（以下「二次救急病院」という。）（注1）等の勤務医が疲弊し、離職する医師が出てくるなど、小児科の医師確保が困難となってきた。

一方、二次救急病院の取扱患者の95%が入院に至らない軽症患者であり、小児救急医療の適切な受診のあり方が問われている。

小児科二次救急病院の多くは、夜間の小児科医師配置は1名体制となっており、軽症患者の集中等によって、本来最も優先して診療しなければならない症状の重い小児救急患者への対応が難しい状況も生まれている。

晩婚・晩産化等によるハイリスク妊娠の増加や医療の進歩による重症児の救命率向上などを背景に、低出生体重児の出生は増加傾向にあり、周産期医療に対するニーズは増大しているが、周産期医療を担う小児科・産科の医師数や病院数、分娩取扱機関数は減少している。

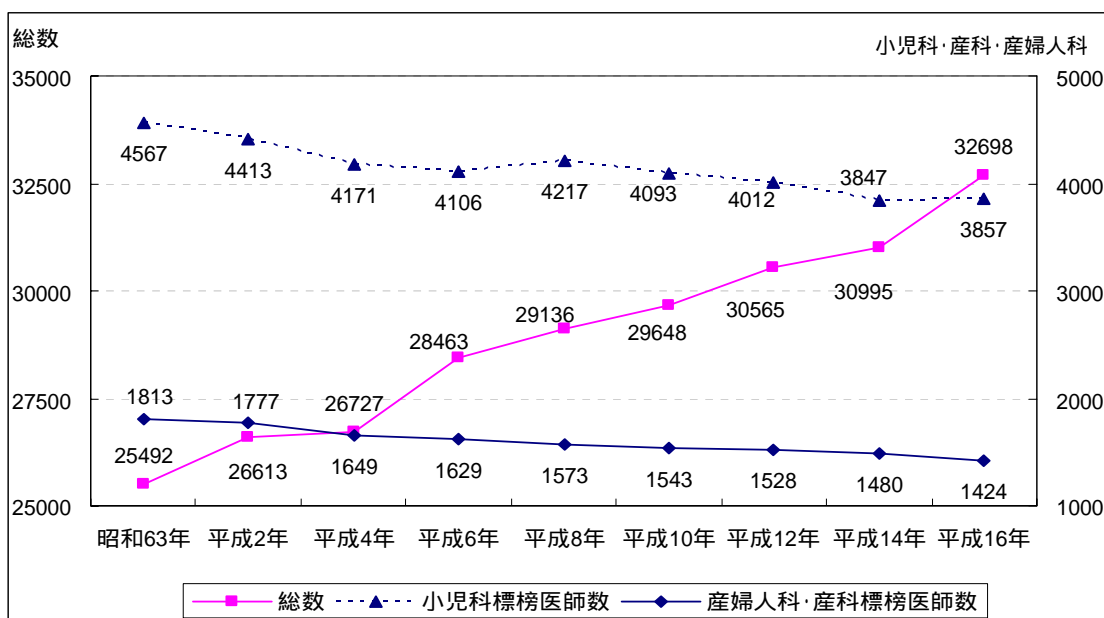
分娩取扱機関の減少等を背景に、本来、ハイリスク分娩の対応など、高度周産期医療を担う周産期母子医療センターに正常分娩が集中し、その負担が増大している。

緊急搬送先選定に当たっても、低出生体重児の増加等に加え、都外からの患者の流入や、入院の長期化などにより、NICU（新生児集中治療管理室）の稼働率が高く、選定に時間を要する状況もある。

都立病院では、一般医療機関では対応困難な小児医療を提供するため、「都立病院改革マスタープラン」に基づいた小児病院の再編整備を進めている。

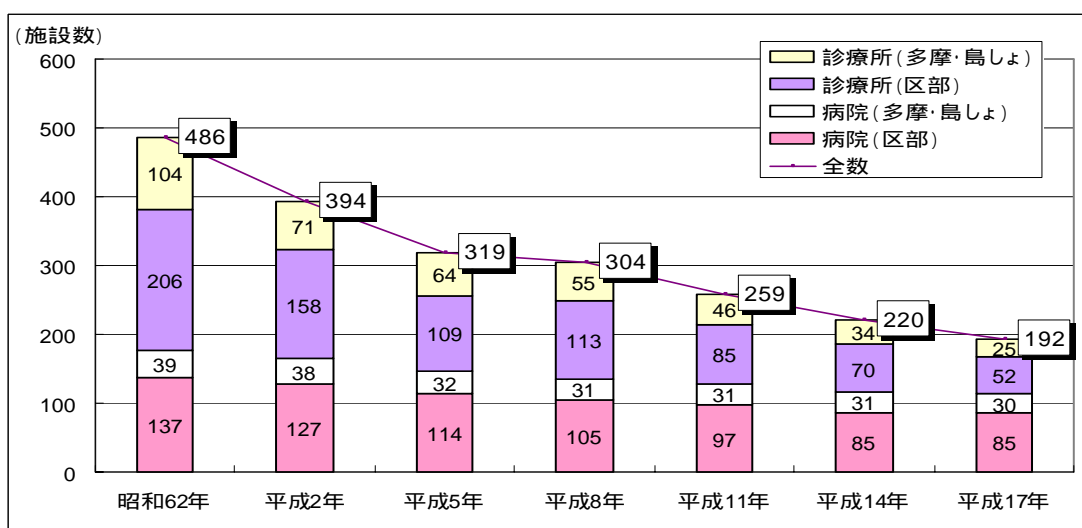
【現状データ】

都内の医療施設に従事する医師数（総数、小児科医師数、産婦人科医師数）
（診療科重複計上・昭和63年～平成16年）



出典：医師・歯科医師・薬剤師調査

都内分娩取扱施設数（各年9月1日～30日の実績）
（昭和62年～平成17年）



出典：医療施設静態調査

【主な施策】

医療クラーク（注2）や交替勤務制の導入等、医師の勤務環境改善対策を支援し、病院勤務医師の業務負担の軽減と離職を防止します。また、医師奨学金制度を創設し大学医学部に通う学生を経済的に支援することで、産科・小児科等の専門医の確保を図ります。

医療情報に関する都民の理解を促進するために作成したテキストの活用やホームページにより、都民が医療についての的確な知識を持ち、適切な医療機関を自ら選択して受診することができるように支援していきます。

地域における小児医療研修を実施して各地域における小児救急医療の基盤を強化するとともに、二次救急病院における夜間・休日のトリアージ（注3）の実施や小児科医師の増配置により、症状の重い小児救急患者への対応体制を強化します。

都内に複数の周産期医療ネットワークグループを構成することにより、周産期医療機関等の機能別役割分担と連携体制を構築し、妊婦（胎児）・新生児のリスクに応じた医療提供の仕組みづくりを行います。

NICUの整備を推進するとともに、急性期を脱した入院児をNICUから後方病床に受け入れる体制や、搬送調整を担う医師の配置に対する支援を行ない総合周産期母子医療センターの搬送調整機能を強化するなど、搬送受入れ体制の充実を図ります。

平成21年度末までに、東京における小児医療の拠点として、府中キャンパスに小児総合医療センター（仮称）を整備します。

区部における小児精神科機能の確保を図るため、平成21年度に大塚病院に小児精神科外来を開設します。

（注1）小児科二次救急指定医療機関...休日や夜間に入院治療を要する小児救急患者に対応する都指定の医療機関（病院）

（注2）医療クラーク...医師が医療業務に専念できるように、医師が行う事務作業（カルテの入力や資料作成等）の事務補助を行う者

（注3）トリアージ...多数の傷病者が同時に発生した場合に、重症度や緊急度に応じ、適切な治療の優先順位を決めること

【平成 22 年度までの実施計画】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
医師勤務環境改善事業【新規】		事業実施	(継続)	(継続)
医師奨学金制度【新規】		制度設計	奨学金制度実施	(継続)
地域における小児医療研修【新規】		研修実施	(継続)	(継続)
小児救急トリアージ普及事業【新規】		事業実施	(継続)	(継続)
重症小児患者対応医療機関の確保【新規】		事業実施	(継続)	(継続)
医療情報の理解促進	事業実施	(継続)	(継続)	(継続)
周産期医療ネットワークグループの構築【新規】	連携ガイドライン作成 共通診療ノート作成	ネットワークグループ立上げ(連携リスト作成) (グループ内ガイドライン検討)	連携体制の構築 (グループ内ガイドライン作成)	連携体制の強化 (グループ内研修の実施)
搬送受入体制の充実【新規】 (後方病床受入れ体制の強化など)		助成実施	(継続)	(継続)
小児総合医療センター(仮称)の整備	建設工事着工	建設工事	竣工・開設	病院運営
大塚病院小児精神科外来の整備	機能検討・施設設計	施設整備	備品整備 事業開始	事業運営

重点戦略 1 1 社会全体で子育てを応援する気運の醸成

関係局：福祉保健局

【目標】

必要とする人に確実に子育て支援情報が届く仕組みを構築する

【現状】

核家族化の進行や近隣関係の希薄化などを背景に、子育て中の親の負担感が増大しており、社会全体で子育てを支援することが求められるが、現状では社会的支援は不十分という意見が多い。

子育てに対する孤立感や負担感を解消するためには、「育児から解放されて気分転換できる時間があること」、「子育てについて相談できる相手がいること」や、「大変なのは自分だけでないと思える場を持てるようにすること」などが重要である。

区市町村や交通事業者、流通業界（百貨店等）では、様々な子育て支援サービスを実施しているが、それらの情報が必要としている子育て家庭に確実に届いているとは言いがたい現状がある。

子育て家庭に必要な情報が的確に伝わり、サービスが活用されること、利用者同士で情報交換や交流ができる環境を整えることが重要である。

あわせて、社会全体で子育て家庭をあたたく見守り、支援する気運を一層高めていく必要がある。

【主な施策】

企業やNPO、大学、行政など幅広い分野で構成する「子育て応援とうきょう会議」を設置し、「働き方の見直し」を推進するための企業の効果的、先進的な取組の普及や、若者の声を聞くフォーラムの開催、「子育てにやさしい社会づくり」に向けたキャンペーンの実施など、社会全体で子育てを支援する取組を機動的に行っていきます。

NPO等と協働し、地域の子育て支援サービスや、お出かけに役立つ「マップ」など必要な情報が手軽に入手でき、かつ、子育て家庭や子育てを応援する様々な団体等が情報交換し、交流できる「子育て応援サイト」を立ち上げます。

【現状データ】

子育てに対する社会の雰囲気

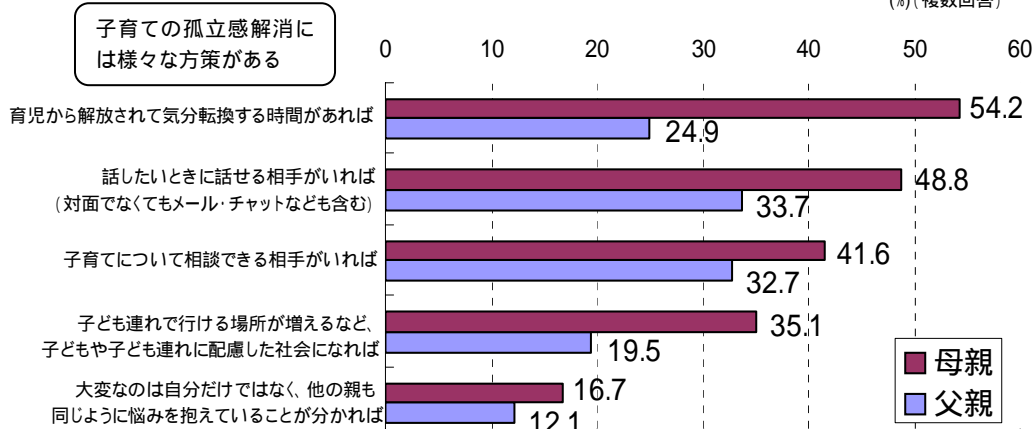
社会全体で子育てを支援する雰囲気が必要

周囲や世間の人々に対してどのように感じていますか	計 (%)		
	計	非常に そう思う	まあ そう思う
男性も家事能力を高め、子育てに対する理解と協力が必要	93.3	52.8	40.5
子どもは国や社会の財産、社会全体で暖かく見守る雰囲気が欲しい	87.2	48.3	38.9
制度や設備が整うだけでは不十分。国民全体の意識改革が必要だ	82.9	40.3	42.6
積極的に子どもを産みたい、育てたいと思える社会ではない	80.2	41.9	38.3
子育てを応援する社会とは思えない。一日も早く改善して欲しい	77.4	40.5	36.9

出典：財団法人子ども未来財団「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果(抜粋)」(平成16年)

孤立感を解消するには

(%) (複数回答)



資料：(財)こども未来財団「平成18年度子育てに関する意識調査」

【平成22年度までの実施計画】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
子育て応援とうきょう 会議の設置・運営	会議の設置 フォーラムの実施	企業等の主体的取組に向けた働きかけ キャンペーン フォーラム		
「子育て応援サイト」の 立上げ【新規】		HPの設計・開設 効果的な情報提供		

子育て応援戦略会議委員名簿

局名	職名
知事本局	企画調整担当部長
青少年・治安対策本部	青少年対策担当部長
総務局	勤労部長
主税局	参事（税制調査担当）
生活文化スポーツ局	参事（男女平等参画担当） 私学部長
都市整備局	企画担当部長 住宅政策担当部長
福祉保健局	企画担当部長 生活福祉部長 医療政策部長 保健政策部長 少子社会対策部長 参事（保育施策推進担当）
病院経営本部	経営企画部長
産業労働局	産業企画担当部長 商工部長 雇用就業部長
建設局	参事（企画担当）
交通局	参事（企画担当）
教育庁	参事（教育政策担当） 学務部長 指導部長 生涯学習部長
警視庁	交通部交通総務課長 生活安全部生活安全総務課長 生活安全部少年育成課長

（平成 19 年 12 月現在）

